

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	市民自治課

契約業者名・住所	千葉県電気工事工業組合松戸支部・松戸市八ヶ崎四丁目40番地の9
工事等の名称	松戸市LED防犯灯維持管理業務
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種別	(大分類)建物設備等保守・修繕 (中分類)電気設備保守点検
工事等期間	令和8年4月1日から令和8年10月31日まで
契約金額	(1)管理費 金 4,537,500円 (2)1灯当たりの灯具交換費 金 60,500円
工事等の概要	管理プレート管理の防犯灯の維持管理
随意契約の理由	<p>防犯灯については、夜間の街路や住宅地を照らし犯罪の抑制や歩行者の安全確保を目的としており、市民の安心安全を保障するためには、次期リース事業開始までに不点灯時に迅速かつ確実に対応できる契約相手が求められる。</p> <p>当該契約の対象となる防犯灯には、「松戸市防犯灯LED化事業」にて設置した管理プレートが設置されており、管理プレートには不点灯時等の通報先として「千葉県電気工事工業組合 松戸支部」の連絡先が記載されている。</p> <p>「千葉県電気工事工業組合 松戸支部」を契約相手がとすることにより、「防犯灯故障時等にはリースプレート記載の連絡先に連絡することで、対応してもらえる」と認識されていた多くの市民への混乱を防ぐことができ、通報先が明確であることにより迅速な確実な復旧を可能とする。</p> <p>千葉県電気工事工業組合 松戸支部にあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から令和7年度までの「松戸市防犯灯LED化事業」契約の中で、維持管理を不備なく継続しており、町会・自治会及び市が要望する内容について、臨機応変に工事対応ができること。 事故発生時の緊急対応において、現場確認、安全確保が迅速に対応できること。 松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。 <p>以上の必要事項を充たしていることから、本事業の相手方として最も適切な事業者であるといえる。</p>

	<p>従って、松戸市 LED 防犯灯維持管理委託に係る性質及び目的が、競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により千葉県電気工事工業組合 松戸支部を相手方とする随意契約とし、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、随意契約とするものです。</p>
--	---